

一部非公開

東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会

東京財務事務所説明資料 (令和8年5月27日)

貸金業者の登録業者数の推移

	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末
財務局登録業者	839	762	702	664	580
都道府県登録業者	22,869	17,243	13,534	11,168	8,535
合 計	23,708	18,005	14,236	11,832	9,115

	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
財務局登録業者	473	409	349	330	315
都道府県登録業者	5,705	3,648	2,240	2,020	1,902
合 計	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217

	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
財務局登録業者	302	299	292	285	285
都道府県登録業者	1,811	1,712	1,634	1,580	1,485
合 計	2,113	2,011	1,926	1,865	1,770

	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
財務局登録業者	281	275	271	268	268
都道府県登録業者	1,435	1,372	1,367	1,312	1,280
合 計	1,716	1,647	1,638	1,580	1,548

	令和6年3月末	令和7年3月末
財務局登録業者	264	254
都道府県登録業者	1,251	1,219
合 計	1,515	1,473

出典：貸金業関係資料集（金融庁HP）

2025事務年度 金融行政方針

2025事務年度 金融行政方針

金融庁
Financial Services Agency
2025（令和7）年8月

（２）金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保

近年、金融サービスを不正に利用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中で、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。特に、金融機関における不正事案については、個別の事案に関する事実関係や発生原因の検証、再発防止策の策定や実施状況を確認する。また、悪質な事案は法令に基づく厳正な処分を行うとともに、類似事案の発生を未然に防ぐため、必要に応じて監督指針を改正するなど、モニタリングの高度化に取り組む。

① 金融犯罪への対応

特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺、不正アクセスなど金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりしており、こうした金融犯罪の被害防止に向けた取組を推進する。

- 口座の不正利用等に関し官民一体で業界横断的な広報活動を行うほか、インターネットバンキングに係る対策強化や、預貯金口座の不正利用に係る検知能力の強化、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有に向けた枠組みの構築など、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0³⁹」における施策を着実に進める。また、これらの施策と併せて、金融機関と警察の連携を強力に推進する。

また、証券会社の偽サイト等で窃取した顧客情報（ログインIDやパスワード等）によるインターネット取引サービスでの証券口座への不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が発生している。

³⁹。対応の進捗状況について重点的にモニタリングを行い、被害拡大防止及び再発防止に向けた取組を求めていく。